

災害時における炊き出し等の協力  
に関する協定書

令和4年12月19日

かつらぎ町

株式会社信濃路

## 災害時における炊き出し等の協力に関する協定書

かつらぎ町(以下「甲」という。)と株式会社信濃路(以下「乙」という。)とは、災害時における炊き出し等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、かつらぎ町域内に大規模な災害が発生した場合において、甲が乙に対して行う炊き出し等に関する手続等必要な事項を定め、災害時における被災者の支援を円滑に実施することを目的とする。

### (協力要請及び受諾)

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- (1) 甲が設置する避難所等での炊き出しの実施
- (2) 避難所開設が困難な地域での炊き出しの実施
- (3) 避難所等における支援者等が行う炊き出し等の支援
- (4) 乙が調達可能な食材及び物資の供給とそれらの配送
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による協力として行うことを適当と認めたもの

### (要請に伴う措置)

第3条 乙が炊き出しや炊き出し等の支援を実施する場合、特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示、被災者等に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

### (協力要請の手続き)

第4条 甲が第2条の規定による協力を必要とするときは、炊き出し等要請書(第1号様式)により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、受諾した業務が終了したときは、速やかに炊き出し等完了報告書(第2号様式)により、甲に実施内容を報告するものとする。

### (食の衛生管理及び炊き出し等の派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

### (報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により食の衛生管理及び炊き出し等の業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない

場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- 2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。
- 3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 乙が実施する炊き出しや炊き出し等の支援業務に要した経費については、乙から甲に直接請求するものとする。
- 4 甲は、乙から同条第2項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものと

する。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定は、定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年12月19日

甲 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

かつらぎ町長

中 阪 雅 貝

印

乙 和歌山県和歌山市松島 105 番地 3

株式会社 信濃路

代表取締役社長

西 平 都 紀 子

印

第1号様式

年 月 日

株式会社 信濃路  
代表取締役社長

様

かつらぎ町長

炊き出し等要請書

災害時における炊き出し等の協力に関する協定第4条第1項の規定により、次のとおり協力を要請します。

記

| 要請内容 | 日時 | 場所 | 備考 |
|------|----|----|----|
|      |    |    |    |
|      |    |    |    |
|      |    |    |    |
|      |    |    |    |
|      |    |    |    |

年 月 日

かつらぎ町長

株式会社 信濃路  
代表取締役社長

炊き出し等完了報告書

災害時における炊き出し等の協力に関する協定第4条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

| 実施内容 | 日時 | 場所 | 費用 | 備考 |
|------|----|----|----|----|
|      |    |    |    |    |
|      |    |    |    |    |
|      |    |    |    |    |
|      |    |    |    |    |
|      |    |    |    |    |